

必要のない住宅修理工事の勧誘に注意！

事例：

今朝業者が訪問してきて、「近くで工事をしている。お宅の屋根の釘が抜け、瓦が浮いている。修理しましょうか。」と言われた。数か月前に、屋根の点検をして異常がないことを知っていたので、その事を伝えるとそそくさと帰って行った。情報提供する。
(30歳代 女性)



※消費者庁イラスト集より

※独立行政法人国民生活センター報道発表資料参照



トラブルにあわないためのアドバイス



- 住宅修理工事については、勧誘されても、すぐに契約をするのはやめましょう。複数の業者から見積もりを取り、比較することが大切です。修理が必要でない場合は、きっぱりと勧誘を断るようにしましょう。
- 「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に、「このままでは大変なことになる」などと消費者の不安をあおって、工事などの契約を結ばせる手口も見られます。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。たとえ「無料で点検」と言われても簡単に応対しないようにしましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、工事完了後でもクーリング・オフができます。不安に思った場合やトラブルになった場合には、早めに消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188も使用できます）。

LINE で情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。
※QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分